

(様式 6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	63- 2	不利益処分の種類	組合が設立の認可があった日から 90 日を経過しても設立登記をしないときの認可の取消し	
<p>農業協同組合法第 63 条第 2 項 組合が第 59 条第 1 項の設立の認可があつた日から 90 日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。</p> <p>・ 農業協同組合法第 63 条第 1 項 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。</p> <p>・ 農業協同組合法第 59 条第 1 項 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p>						